

# 「供託かんたん申請」を使って、 らくらく申請

松江地方法務局

- ① 登記・供託オンライン申請システム【登記ねっと 供託ねっと】を検索してください。

登記・供託ねっと      検索

<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/index.html>

- ② 最初に申請者情報の登録を行います。  
上図のトップページから「申請者情報登録」します。「申請者情報登録」は、最初の1回目のみです。「供託かんたん申請」に必要な申請者ID、パスワード及び申請者の情報等を登録します。

- 「申請者情報登録」をクリックします。
- ご利用になる前に「利用規約」を確認し、よければ「同意する」をクリックします。
- 下図のページが表示されるので、必要事項を入力してください。
- 仮登録（発行）すると登録したアドレスへメールが届くので、本登録をし、申請者情報登録を完了します。

登録が完了すると、「供託かんたん申請」を行うことができます。

- ③ 「供託かんたん申請」を始めましょう。  
下図トップページから「供託かんたん申請」を選択します。

- ④ 「ログイン」画面が表示されますので、「申請者ID」と「パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックします。

- ⑤ 下図の「供託申請メニュー」が表示されますので、「手続名」から供託の種類を選択します。

手続分類	手続名
供託書	<a href="#">供託(金銭)地代家賃并済【かんたん】</a>
	<a href="#">供託(金銭)裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金【かんたん】</a>
	<a href="#">供託(金銭)営業保証【かんたん】</a>
	<a href="#">供託(金銭)給与債権執行【かんたん】</a>
	<a href="#">供託(金銭)その他【かんたん】</a>
	<a href="#">供託(振替預金)裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金【かんたん】</a>
	<a href="#">供託(振替預金)営業保証【かんたん】</a>
	<a href="#">供託(振替預金)その他【かんたん】</a>
取下書	<a href="#">取下書【かんたん】</a>



<input type="text"/> ( ) 第 <input type="text"/> 号	
<b>注6</b>	<b>供託金額</b> <input type="text"/> 円
<input type="checkbox"/>	供託により 消滅すべき 質権又は 抵当権
<input type="checkbox"/>	反対給付の 内容
<input type="checkbox"/> 送付する添付書面あり	
<input type="checkbox"/> 供託通知書の発送を請求する (この場合には、供託所宛てに、被供託者の住所氏名を記載した郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。)。	
<input type="checkbox"/> 資格証明書を省略するため会社法人等番号を提示する。 <small>複数の会社法人等番号を提示する場合は右側の入力欄に入力してください。          (複数の会社法人等番号を入力する番号には、1番号ごとに改行してください。)          ※入力方法 半角12桁で入力し、'/' (ハイフン) は入れないでください。          (記載例) 123456789010          また、会社法人等番号 (供託者) 欄・会社法人等番号 (代理人) 欄に入力した          会社法人等番号は入力しないでください。</small>	
<b>会社法人等番号・複数入力用</b>	
<input type="text"/>	
<b>注7</b>	<input type="radio"/> 書面の供託書正本の窓口交付を請求する。 <input type="radio"/> 書面の供託書正本の送付(注)を請求する。 <small>(注)書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、返信用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。</small>
<b>注8</b>	<b>備考</b>
<input type="checkbox"/>	補正のコメントを受領したので 補正申請として申請する。
補正対象申請番号 <input type="text"/> <small>(申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、補正対象となる申請番号 (初回の申請番号) を入力してください。)</small>	
連絡先情報 (申請者情報登録で登録された情報)	
氏名	甲山太郎
連絡先電話番号	12-3456-7890
<input type="button" value="次へ"/> <input type="button" value="戻る (供託申請メニュー)"/>	

注1 「供託所の表示」は、「供託所選択」をクリックし「松江地方法務局」を選択

注2 「供託者」とは、供託を行うあなたの会社のことをいいます。会社の本店所在地、会社名代表者の資格・氏名を入力します (会社の登記事項証明書のとおり記載してください。)

注3 供託者の「会社法人等番号」の入力をお願いします。

注4 根拠となる「法令条項」を入力してください。

注5 「供託の原因たる事実」の文例の「空白」になっている箇所を入力してください。

ただし、以下の差押がある場合は、この様式では申請できません。

(供託申請メニューの「供託 (金銭) その他【かんたん】」の様式で申請することになります。詳しくは、職員にお尋ねください。)

- ・裁判所からの4つ以上の差押通知がある場合
- ・滞納処分による差押が含まれる場合
- ・養育費のための差押が含まれる場合

注6 「供託金額」を入力してください。

注7 供託正本を受取る方法を選択してください。

「送付」による交付を選択した場合は、返信用封筒 (切手を貼付) と申請番号と供託者氏名の情報を法務局に送付してください。

注8 各入力欄には、入力できる文字数制限がありますので、入力できない場合は、備考欄に入力してください

⑦ 全て入力できたら「次へ」をクリックしてください。

⑧ 下図のとおり「入力内容の確認」画面が表示されますので内容を確認して、誤りがなければ、「確定」をクリックしてください。

⑨ 下図のとおり「納付情報入力」画面が表示されますので内容を確認して、誤りがなければ、「確定」をクリックしてください。

⑩ 下図のとおり「送信確認」画面が表示されますので「送信実行」をクリックすると、供託情報が法務局に送信されます。

- ⑪ 送信が完了すると下図画面が表示され処理状況の確認をすることができます。

送信された申請情報の入力内容のチェック等を行っています。  
 該当チェック等が終了次第、メールでお知らせします。  
 詳細は処理状況照会画面で確認してください。

**処理状況を確認する**

続けて申請される方は、画面上部のメニューから「供託申請」ボタンをクリックしてください。

- ⑫ 「処理状況照会」画面では、到達確認や補正のお知らせ、納付に必要な情報が確認できます。供託書正本を「送付」により交付を希望した場合、返信用封筒と申請番号等の情報を法務局に送付していただきますが、「申請番号」はここに表示されます。

確認する申請・請求の条件を入力してください

検索条件: 申請番号(完全一致)   
 処理状況確認番号(完全一致)

※「処理状況」や「納付状況」を更新するには、画面上部の「処理状況照会」ボタンをクリックしてください。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報			供託 再利用
					到達通知	お知らせ	納付	
供託(金銭) 地代家賃并済【かんたん】	20200701002393001	2020/07/01 11:53:23	審査中	未納付	<input type="button" value="到達通知"/>	<input type="button" value="お知らせ"/>	<input type="button" value="納付"/>	<input type="button" value="再利用"/>

- ⑬ 送信された供託情報の内容を法務局で調査します。調査の結果、不備等がなければ受理をします。送信後、供託金の納付情報が送信されるまで、一定の時間を要します。納付情報が送信されると、最初に設定したアドレスにメールが届きますので、「処理状況照会」画面から確認してください。

- ⑭ 受理されると納付情報が送信されますので、「登記・供託オンライン申請システム」のトップページの「供託かんたん申請」からログインし、「処理状況を確認する」をクリックしてください。

**供託申請メニュー**

手続名を選択してください。又は、「処理状況を確認する」ボタンをクリックしてください。  
 ※ 会社・法人が供託かんたん申請により供託申請等を行うには、当該会社・法人の  
 資格証明書を供託所の窓口で提出し、又は供託所に送付することが必要となりますので、  
 御注意ください(会社法人等番号を提示(入力)することにより省略する場合があります。)

手続分類	手続名
供託書	<a href="#">供託(金銭) 地代家賃并済【かんたん】</a>
	<a href="#">供託(金銭) 裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金【かんたん】</a>
	<a href="#">供託(金銭) 営業保証【かんたん】</a>
	<a href="#">供託(金銭) 給与債権執行【かんたん】</a>
	<a href="#">供託(金銭) その他【かんたん】</a>
	<a href="#">供託(振替書) 裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金【かんたん】</a>
	<a href="#">供託(振替書) 営業保証【かんたん】</a>
	<a href="#">供託(振替書) その他【かんたん】</a>
取下書	<a href="#">取下書【かんたん】</a>

**処理状況を確認する**

処理状況照会では申請・請求の確認ができます。

- ▶ 「申請書」の表示
- ▶ 「到達通知」の確認
- ▶ 「お知らせ」の確認
- ▶ 「電子納付情報」の確認

ヘッダメニューの照会からも、同じ内容が確認できます。



- ⑰ 法務局において、供託金の納付確認がとれたら、供託書正本を作成します。
- 「窓口」において交付をする場合  
 正本ができましたらご連絡しますので、受取に来てください。正本をお渡しする際は、申請番号が必要となりますので、申請番号が分かる部分のコピー等（「処理状況画面」等のコピー等）をご持参ください。
  - 「送付」により交付をする場合  
 供託書正本を「送付」により交付を希望した場合は、返信用封筒と申請番号等の情報を法務局に送付してください。返信用封筒が届き、正本ができ次第、供託者宛てに正本を送付します。
- ⑱ 執行供託（給与、金銭消費貸借等の債権の執行）の場合、供託手続後に供託書正本と事情届を裁判所に提出する必要があります。

以上で、一連の手続が完了となります。

補正があった場合の手続の説明は次のページです。



法務局では、こんな業務も行っています。

## 「自筆証書遺言書保管制度」

あなたの書いた

遺言書を法務局でお預かりします！

遺言は、相続をめぐる紛争を防止するために有用な手段です。そして、自筆証書遺言は、自書さえできれば遺言者本人のみで作成でき、手軽で自由度の高いものです。しかし、遺言者本人の死亡後、相続人等に発見されなかったり、一部の相続人等により改ざんされる等のおそれが指摘されています。

この自筆証書遺言のメリットは損なわず、問題点を解消するための方策として、本制度が創設されました。

### 自筆証書遺言（民法968条）

- 遺言者本人が遺言書の全文（財産目録を除く。）日付及び氏名を自書さえできれば一人で作成することができます。
- 遺言者自身で作成するため費用はあまりかかりません。

本制度を利用すれば、法務局に預けることができます。

- 遺言者本人の判断で適宜の方法により保管することとなります。

本制度で保管された遺言書は検認は不要です。

- 相続開始後、相続人等が家庭裁判所に検認を請求する必要があります。

作成  
方法

保管  
方法

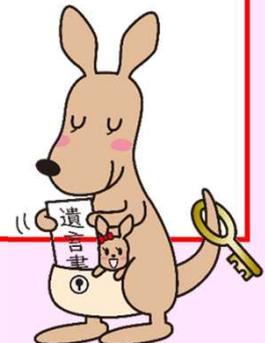
その他

### 公正証書遺言（民法969条）

- 法律専門家である公証人が関与の下、2名以上の証人が立ち会って行う遺言で、公証人は、遺言能力や遺言の内容の有効性の確認、遺言内容についての助言等を行います。
- 財産の価格に応じた手数料がかかります。
- 遺言者が病気等で公証役場に出向けない場合は、公証人が出張して作成することができます。

- 原本は、公証役場において厳重に保管されます。

- 検認は不要です。



遺言書ほかんガルー

全ての手続について予約が必要です。

詳しくは、  
 法務省ホームページ又はお近くの法務局まで  
[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03\\_00051.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)

## ●補正があった場合について

- ① 補正の連絡があった場合は、「処理状況照会」画面の「再利用」をクリックすると、申請した供託書の内容が表示されます。

確認する申請・請求の条件を入力してください

検索条件： 申請番号(完全一致)   
 処理状況確認番号(完全一致)

※「処理状況」や「納付状況」を更新するには、画面上部の「処理状況照会」ボタンをクリックしてください。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報			供託 再利用
					到達通知	お知らせ	納付	
供託(金銭) 地代家賃并送【かんたん】	20200701002393001	2020/07/01 11:53:23	審査中	未納付	<input type="button" value="到達通知"/>	<input type="button" value="お知らせ"/>	<input type="button" value="納付"/>	<input type="button" value="再利用"/>

- ② 補正の連絡にしたがい、内容の修正等を行ってください。  
 補正後の情報を送信するときは、下図画面の「補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。」にチェック(✓)を入れ、「補正対象申請番号」欄に、最初に申請したときの「申請番号」を入力し、「次へ」をクリックしてください。

備考

補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。

補正対象申請番号

(申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、補正対象となる申請番号(初回の申請番号)を入力してください。)

連絡先情報(申請者情報登録で登録された情報)

氏名	甲山太郎
連絡先電話番号	12-3456-7890

【注意！】補正が2回、3回となった場合であっても、「補正対象申請番号」は、最初に申請したときの「申請番号」となりますので、注意してください。



郵送により供託書正本の送付を希望される方は、切手を貼った返信用封筒と、オンライン申請を行った際の「申請番号」と「供託者名」が分かる情報を、法務局に送付してください。

なお、補正により情報を再送信したときは申請番号が新たに付されますが、正本交付に必要な申請番号は「最初に送信したときの申請番号」になりますので、御注意ください。



申請番号  
20210202...

供託者  
(株)〇〇運送

Narvi

2回目以降の申請手続の説明は次のページです。

## ● 2回目（次月）以降の手の続の流れについて

- ① 「登記・供託オンライン申請システム」のトップページから「供託かんたん申請」を選択すると下図「ログイン」画面が表示されますので、「申請者ID」と「パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。

- ② 下図画面から「処理状況を確認する」をクリックしてください。

手続分類	手続名
供託書	<a href="#">供託（金銭）地代家賃并済【かんたん】</a>
	<a href="#">供託（金銭）裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金【かんたん】</a>
	<a href="#">供託（金銭）営業保証【かんたん】</a>
	<a href="#">供託（金銭）給与債権執行【かんたん】</a>
	<a href="#">供託（金銭）その他【かんたん】</a>
	<a href="#">供託（振替預金）裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金【かんたん】</a>
	<a href="#">供託（振替預金）営業保証【かんたん】</a>
取下書	<a href="#">取下書【かんたん】</a>

- ③ 下図の「処理状況照会」画面が表示されますので、「再利用」をクリックしてください。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報			供託
					到達通知	お知らせ	納付	再利用
<a href="#">供託（金銭）地代家賃并済【かんたん】</a>	20200701002393001	2020/07/01 11:53:23	審査中	未納付	到達通知	お知らせ	納付	再利用

- ④ 前回（前月）申請した内容の画面が表示されますので、支払月、支払日、金額等を修正し、申請することができます。修正が完了したら、画面の一番下の「次へ」をクリックしてください。

Step1 申請書作成 Step2 納付情報入力 Step3 送信確認 Step4 送信完了

### Step 1-1 申請情報の入力

供託書（金銭供託）地代家賃弁済

供託所の表示: 東京法務局

住所又は法人所在地: 甲斐乙市内町一丁目1番1号

氏名又は法人名: 甲山太郎

代表者（資格・氏名）又は代理人（住所・氏名):

会社法人等番号（供託者): 1234 - 01 - 789012

会社法人等番号（代理人):

注  補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。

補正対象申請番号

連絡先情報（申請者情報登録で登録された情報）

氏名: 甲山太郎

連絡先電話番号: 12-3456-7890

次へ 戻る（供託申請メニュー）

- ⑤ それ以降の操作・手続は、前回（前月）の作業と同じになります。

【注意】前回（前月）の申請の際に補正があるとこの欄にチェック（✓）及び補正対象申請番号欄に申請番号が入ったままとなっています。新たに申請する場合は、必ずチェック（✓）を外し、空欄にしてから送信してください。

### 【島根県内の供託所】

御不明な点がございましたら、お近くの法務局までお問い合わせください。

供託所	所在地	電話番号
松江地方法務局 供託課	〒690-0886 島根県松江市母衣町50番地	0852-32-4240
松江地方法務局 出雲支局	〒693-0028 島根県出雲市塩冶善行町13番地3	0853-20-7732
松江地方法務局 浜田支局	〒697-0026 島根県浜田市田町116-1	0855-22-0959
松江地方法務局 益田支局	〒698-0027 島根県益田市あけぼの東町4-6	0856-22-0429
松江地方法務局 西郷支局	〒685-0016 島根県隠岐郡隠岐の島町城北町55	08512-2-0240

法務局に行かなくても、供託ができる！！

# 簡単、お手軽 電子納付

ペイジー



①法務局から納付情報が送信されます。



## インターネットバンキング

▶インターネットバンキングやペイジーマークのあるATM等を利用して、手数料等の電子納付を行ってください。

発行日時	2020年7月1日14時35分	インターネットバンキングを利用して納付 <b>電子納付</b> (金融機関種別選択画面にリンクします)
納付状況	未納付	
領収年月日		「電子納付」ボタンをクリックしても金融機関種別選択画面が表示されない場合は「ポップアップブロック機能の設定」をお試しください。
1 収納機関番号	00100	
納付番号	1317188279390116	※ペイジーを利用してATM等で納付を実施する場合は左記の情報が必要となります。
確認番号	288220	
納付額	50,000円	
納付期間最終年月日	2020年7月8日	

戻る (処理状況照会)

いつでも、どこでも  
納付できます！  
交通費・移動時間がかかりません。

便利です！



インターネットバンキングを利用して納付  
**電子納付**  
(金融機関種別選択画面にリンクします)

\*各金融機関からのインターネットバンキングのページからも納付することができます。

## ペイジー対応ATM

▶インターネットバンキングやペイジーマークのあるATM等を利用して、手数料等の電子納付を行ってください。

発行日時	2020年7月1日14時35分	インターネットバンキングを利用して納付 <b>電子納付</b> (金融機関種別選択画面にリンクします)
納付状況	未納付	
領収年月日		「電子納付」ボタンをクリックしても金融機関種別選択画面が表示されない場合は「ポップアップブロック機能の設定」をお試しください。
1 収納機関番号	00100	
納付番号	1317188279390116	※ペイジーを利用してATM等で納付を実施する場合は左記の情報が必要となります。
確認番号	288220	
納付額	50,000円	
納付期間最終年月日	2020年7月8日	

戻る (処理状況照会)

収納機関番号	00100
納付番号	1317188279390116
確認番号	288220
納付額	50,000円
納付期間最終年月日	2020年7月8日

### ATM画面のイメージ

お預入れ	お引出し
通帳記入	残高照会
ご送金	定額・定期
その他のお取扱い	<b>料金払込 (ペイジー)</b>

- ①「料金振込(ペイジー)」ボタンを押してください
- ②収納機関番号・お客様番号(納付番号)、確認番号を入力してください
- ③引き続きATM画面の案内にそって操作してください

